「中小 M&A 推進計画」の主な取組状況(令和4年6月 21 日時点)

			「中小 M&A 推進計画	回」における記載内容	これまでの取組状況		今後の取組方針
小規	模•	超儿	規模 M&A の円滑化				
	課題	[1]-	- i :事業承継・引継さ	ぎ支援センターと M&A 支	援機関の対応不足		
		取約	1①:事業承継・引継き	支援センターと M&A 支	援機関の連携強化(センター間の連携強化	を含	む)
			● 商工団体や地域	金融機関、士業等専			
				る M&A 支援機関と		•	今後も、これまで事業承継・引継ぎ支
				ぎ支援センターの連携┃●	▶ 2021 年度に、商工団体や地域金融機		援センターをあまり活用したことがない
				、これまで事業承継・	関、士業等専門家をはじめとする M&A		商工団体や地域金融機関、士業等専
		1		ターをあまり活用した	支援機関と連携してセミナーや研修会		門家をはじめとする M&A 支援機関と
				支援機関とのコミュニ	等を 4,115 回実施(2020 年度は 986		の関係性の構築、連携強化のため、セ
				というないに、各事業	回)。		ミナーや研修会等を積極的に開催す
				爰センターにおいて研 - 問 出土ス			る。
			修会等を積極的に				
				や地域金融機関、士			
				ごめとする M&A 支援			
				継・引継ぎ支援センター		•	機微な事業承継の情報に関しては、
				と作について、紹介後 ●	● 事業承継・引継ぎ支援センターから		情報漏洩リスクや秘密保持義務の観
				が連携して支援	M&A 支援機関への情報共有に当たっ		点から、案件毎に慎重に対応すべきと
		2		21 年度中に、紹介元	ては、相談者の意向を踏まえて対応す		の要請もあるため、個別案件に M&A
				に対する紹介後の案	ることを原則としつつ、進捗状況や情		支援機関の理解を得ながら適切に対
			件の進捗状況等	に関する適切な情報	報共有の範囲について慎重に対応。		応されるよう、引き続き、事業承継・引
			共有のあり方等に	こついて検討を行い、			継ぎ支援センターに促していく。
			必要に応じて事業	業承継・引継ぎ支援セ			1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
			ンターの業務フロ	一等を見直す。			

3	● 2021 年度中に、事業承継・引継ぎ支援センターの登録民間支援機関及びマッチングコーディネーターの登録状況や支援実績等を踏まえ、更新制の導入を含め、公平性の観点から登録に係る基準等を見直す。なお、対面ではなく、Web 上での支援を行うM&A プラットフォーマーについても、仲介支援等を行う場合には、登録民間支援機関に含まれ得る。	•	事業承継・引継ぎ支援センターの登録 民間支援機関及びマッチングコーディ ネーターについて、支援実績や活動等 が認められない場合に更新対象から 除外する仕組み等を検討。引き続き、 継続的な検討が必要。	•	今後も、支援実績等を踏まえ、登録民間支援機関及びマッチングコーディネーターの活動の活性化を促す。 併せて、更新制の導入を含め、公平性の観点から、登録に係る基準の見直しを検討する。
4	● 現在、事業承継・引継ぎ支援センターは M&A プラットフォーマーー者との連携に取り組んでいるところ、2021 年度早期に連携が決定している他の二者との連携を開始する。引き続き、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を希望する M&A プラットフォーマーの掘り起こしを行い、M&A プラットフォーマーの活動状況や諸外国の連携基準等も参考にしつつ、連携基準の見直しも必要に応じて検討する。	•	2021年7月、事業承継・引継ぎ支援センターは、新たに M&A プラットフォーマー2 者との連携を開始。センターと連携する M&A プラットフォーマーは合計3 者となり、これまでに M&A プラットフォーマーのプラットフォーム上に811件の案件が掲載。	•	今後も、現在連携している M&A プラットフォーマーとの連携状況や、他の M&A プラットフォーマーの活動状況等 を踏まえながら、連携方法の改善を行うなど、連携の更なる活性化を図る。
5	● M&A プラットフォーマーのデータベースとの連携強化も念頭に、マッチングの成約率向上の観点から、事業承継・引継ぎ支援センターのデータベースを2021 年度から3 年程度をかけて段階的に改修する。	•	2021 年度に、以下のとおりデータベースの改修を実施。 新たな M&A プラットフォーマー2 者との連携に必要な改修 支援先事業者の業種区分の細分化検索キーワードの追加によるレコメンド機能の強化等	•	2022 年度は、更なるマッチング機会を 創出するための AI 導入に関する検討 等を行い、必要な改修を行う。

6	● なお、データベース改修前においても、当面の措置として、データベースの備考欄の記載情報を充実させたり、全国の事業承継・引継ぎ支援センターの相談情報をデータベース化した中小企業基盤整備機構が運営するノンネームデータベース(NNDB)の業種区分を細分化したりするなど、可能な範囲で改善に取り組む。	● 2021 年度に、M&A プラットフォーマー の運用も参考にしつつ、NNDB の業種 区分について、従来の 41 業種を 45 業 種に細分化。	- 一一致について マッチンク 6/201こつだかし
7	● 併せて、データベースの改修状況等に応じて、M&A プラットフォーマーの取組等も参考にしつつ、事業承継・引継ぎ支援センターの職員向けに、データベースに登録する情報の内容等に関するマニュアルの整備等を行う。	● 2021 年度に、データベースの備考欄の記載について、原則、希望する譲受側の所在地や条件を記載することを義務づける運用に改めるとともに、事業承継・引継ぎ支援センターの職員に備考欄の記載方法に関する研修を34回、715名に対して実施。	の充実等を図るとともに、定期的に研 修を実施する。
8	● 事業承継・引継ぎ支援センターの業務について、感染症への対応も念頭に、デジタルによる支援を可能とする運用に改めるほか、手続の合理化を検討する。具体的には、まずは2021年度早期に、従来面談を必須としていた一次対応(窓口相談)を電話・Webでも可とする運用に改めるほか、原則として相談事業者からメールアドレスの提供を受けることとするなどの取組を進める。	 2021 年度に、従来面談を必須としていた一次対応(窓口相談)を電話・Webでも可能とする運用に見直し。2021 年度の Web 相談は 469 件。 また、原則として相談事業者からメールアドレスの提供を受けることとしたほか、一部書式において押印を廃止。 	● 今後も、事業承継・引継ぎ支援センターの手続の合理化、デジタル化を検討し、必要な改善を図る。

9	● また、2021 年度中に、早期のマッチング成約を実現する観点から、事業承継・引継ぎ支援センターの一次対応から三次対応のそれぞれについて標準対応期間を設定するほか、広域連携も推進する観点から、事業承継・引継ぎ支援センター間のマッチングの成約実績の評価に際して、譲渡側センター0.5 件、譲受側センター0.5 件、譲受側センター1 件、譲受側センター1 件に改める。	 2021年4月、事業承継・引継ぎ支援センターのデータベース上で、前回相談対応から6ヵ月経過した場合に相談者に次の対応を促すためのアラート機能の利用を、各事業承継・引継ぎ支援センターの評価項目に追加。 2021年4月、広域連携を推進する観点から、本計画どおりマッチングの成約実績の評価方法を改めた。 	● 2022 年度から、長期滞留案件の全数 フォローアップを行い、案件ごとの現状 把握と活性化に取り組む。
耳	双組②:事業承継・引継ぎ支援センター職員の人	員強化、業務標準化	
1	2021 年度及び 2022 年度において、優秀な M&A 支援人材や経営者 OB 人材を全国的に公募し、地方の事業承継・引継ぎ支援センターへの配置等を行う取組を試行する。その上で、本取組の有効性を検証し、2023 年度において必要に応じて全国展開を行う。	● 2021 年度に、M&A 支援の実務経験を 有する人材の全国公募を行い、4 事業 承継・引継ぎ支援センターにおいて 1 名ずつ民間企業からの出向受入れを 実施。 【別紙 P6 参照】	● 2022 年度は、M&A 支援の実務経験を有する人材の受入れを前年度から倍増させることを目指す。 ● また、2021 年度に受け入れた事業承継・引継ぎ支援センターやM&A支援人材からの意見を踏まえ、事業承継・引継ぎ支援センターの業務効率化や運営改善に向けて、好事例の展開等を行っていく。
1	て、事業承継・引継ぎ支援センターにおける支援や職員の人材育成の取組	● 2021 年度に、全国の事業承継・引継ぎ支援センターの職員に対して、事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワーク事業の統合による機能の拡充や専門技術的なスキル、データベースの活用に係る IT スキル等に関する研修を実施。	● 2022 年度は、中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部において、リーダーシップやコミュニケーション等のマネジメント能力の向上やリスクマネジメントを含む人材育成カリキュラムを作成する。

12	その上で、2023年度から、全国の事承継・引継ぎ支援センターの職員「の定期的な人材育成を大幅に強なる。 ● 併せて、2021年度より、事業承継継ぎ支援センターの業務標準化と上げを行うため、中小企業基盤機構の地域本部に、中小 M&A 支援機構の地域本部に、中小 M&A 支援がある。 12 ど、事業承継支援の専門家であるい企業アドバイザー(事業承継・登支援)」を配置し、管内の事業承引継ぎ支援センターに伴走して地域実情等も踏まえつつ支援を行う。	・引 ・引 ・高 ・高 ・高 ・高 ・高 ・高 ・高 ・の地域本部に「中小企業を構機構 の地域本部に「中小企業アドバイザー (事業承継・引継ぎ支援)」を配置し、 管内の事業承継・引継ぎ支援センター に伴走して、ネットワーク構成機関に よる案件の掘り起こし等の支援を実	 また、2023 年度から、全国の事業承継・引継ぎ支援センターの職員向けの人材育成研修において、作成した人材育成カリキュラムを活用する。 今後も、各地域本部の中小企業アドバイザー(事業承継・引継ぎ支援)と全国本部が連携し、M&A 支援機関による案件の掘り起こしや体制づくりなど課題解決に取り組むことにより、事業承継・引継ぎ支援センターによる支援の底上げ等を図っていく。
課題(①- ii :潜在的な譲受側(創業希望者等)(D掘り起こし不足	
耳	取組①:創業支援事業等との連携		
1.	● 2021 年度から、認定連携創業支持事業者が実施する創業塾や創業ナーにおいて、経営資源引継ぎ業を含め、中小 M&A 支援措置等はする情報の周知を図るとともに、経済の引継ぎ型創業を希望する者はして、創業支援機関から事業承継継ぎ支援センターの後継者人材がへの登録を促すなど、中小企業が地方自治体とも協力して創業支援との連携を強化する。	型割 では、中小企業庁から都道府県を通じた認定連携創業支援等事業者への周知を行うとともに、総務省「地域おこし協力隊起業・事業化研修」等のセミナーを通じた広報活動を実施。 2021 年度は、後継者人材として 1,368	 今後も、各認定連携創業支援等事業者との連携をはじめとする創業支援事業との連携を強化するとともに、創業希望者への経営資源引継ぎ型創業に関する魅力発信や施策情報等の広報に取り組む。

	4	■ 2021 年度に、一部の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、M&A プラットフォーマーとの連携に加えて、オープンネームでのマッチングを含め、人材紹介プラットフォーマー等との新たな形態での連携を試行する。その上で、本取組の有効性を検証し、本取組を行う事業承継・引継ぎ支援センターを徐々に拡大する。	 ■ 2022 年 5 月、オープンネームでのマッチングを含め、人材紹介プラットフォーマー等との新たな形態での連携を試行するため、事業承継・引継ぎ支援センターからの提案を募集。 ■ 2022 年度は、3 つ程度の提案に基づ試行を実施予定。
耳	欠組 (②:事業承継・引継ぎ補助金における新たな	は対象類型の創設(経営資源引継ぎ型創業)
1	5	● 2021 年度に、事業承継・引継ぎ補助 金において、経営資源引継ぎ型創業 を促進するため、新たな類型である 「創業支援型」を創設し、今後も本類 型を支援する。	 ◆ 令和 2 年度第 3 次補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」において、「創業支援型」を創設し、56 件の経営資源引継ぎ型創業を支援。 ◆ 令和 3 年度補正予算及び令和 4 年度当初予算においても同補助金において「創業支援型」を設置。
課題(②: 3	でいできる取引を確保するための取組の不	
耳	欠組 (①:事業承継・引継ぎ支援センターによる士	業等専門家の活用支援
1	6	事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、外部専門家による税務面・法務面に関する相談対応や企業概要書の作成支援など、士業等専門家による中小 M&A の個別案件へのスポット支援を行っているところ、今後も中小 M&A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。	● 2021 年度より、事業承継・引継ぎ支援 センターと弁護士会との連携を本格 化。7地域において勉強会等を合計 31 回実施する等、取組が進展。弁護士 が支援した連携案件は 18 件に上り、う ち 6 件は成約に至った。

17	● 地方の小規模・超小規模 M&A についても弁護士による必要な支援を充実させるため、2021 年度中に、事業承継・引継ぎ支援センターと弁護士会の連携強化に向けて、地域の実情に応じて弁護士の紹介やお互いの人材育成等を行う組織的な取組を開始する。その上で、継続的に当該取組の内容・効果の確認・検証等を行いつつ、2025 年度までを目途に、当該取組を希望する地域で段階的に導入を進め、全国規模での当該連携強化を目指す。 (祖②:事業承継・引継ぎ補助金による支援(士	業等	取組番号 16 を参照		取組番号 16 を参照
18	事業承継・引継ぎ補助金において、デューディリジェンス費用や企業価値算定費用など、士業等専門家の活用に係る費用を補助しているところ、今後も中小 M&A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。	•	令和3年度当初予算事業より、補助対象となる仲介・FA 手数料について、FA・仲介費用見積額が、レーマン表により算出される金額(着手金含む報酬総額)よりも低い金額又は同額の場合には相見積もり取得不要とすることで、保秘が重要な中小M&A の実務の状況等に合った制度へと改善。 また、令和3年度補正予算事業では、本補助金を中小企業基盤整備機構の「中小企業生産性革命推進事業」に位置づけることで、年間を通じて機動的かつ柔軟な支援を実現。	•	今後も、中小 M&A の実務の状況等を 把握しつつ、中小企業にとっての利便 性の向上を図るべく、継続して支援を 行う。

19	! ! : : : : : : : : : : : : : : : : : :	なお、地域金融機関において経営支援事業を立ち上げ、更に事業内容を拡充しようとする取組が広がりつつあるところ、本補助金の補助対象となる経費には、地域金融機関による中小M&A 支援に係るアドバイス費用等も含まれ得ることから、本補助金も一つのテコとして、地域金融機関に対して中小 M&A 支援のより一層の積極化を促す。	•	「M&A 支援機関登録制度」において、 多数の地域金融機関は登録を行って いるところ、「事業承継・引継ぎ補助 金」により、地域金融機関による中小 M&A の支援を後押し。	•	今後も、「事業承継・引継ぎ補助金」も テコに、地域金融機関に対して中小 M&A の支援のより一層の積極化を促 していく。
取		表明保証保険の推進によるリスクの低源	苋			
20	「玉山の名のの神聖名 まざまとれ	中小 M&A の市場が未だ黎明期である一、着実に中小 M&A のリスク低減保でして、中小 M&A のリスク低減保でして、中小企業による表明という。 はて、中小企業による表明保で証める。 は、中から、2021 年度から表明保で証めるまではがあるまではではではでいまりではではでいまりがあるまではでいまりがある。 は、持ちには、持ちには、持ちには、は、はには、はには、はには、はは、はには、はいいでは、といいでは、といいでは、といいでは、といいには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	•	「事業承継・引継ぎ補助金」において、 令和3年度当初予算事業より、表明保 証保険の保険料を補助対象に追加。 【別紙 P11~13 参照】	•	今後も、表明保証保険の市場が活性 化するまでの間、「事業承継・引継ぎ 補助金」の補助対象経費に表明保証 保険の保険料を含めるとともに、中小 M&A における表明保証保険の活用状 況や活用に当たっての課題等を把握 し、必要な対応を検討する。

● なお、表明保証保険の模・中規模 M&A におる。 大規模・中規模 M&A の円滑化 課題①:中小企業における M&A に関 取組①:簡易な企業価値評価ツ	いても重要であ 関する経験・人材の不足	分
● 中小企業が M&A の実 およその参考にできる。 値を簡易に評価できる。 るため、2021 年度にお 業承継・引継ぎ支援して、中 な機能等を明らかにす 遅くとも 2023 年度中を 継・引継ぎ支援センター たツールの活用等を本 る。	類や活用実態の調査、及び企業価評価ツールの活用に関する調査を施施。 ・ 中小企業においては、財務情報の確性に対する課題や、事業計画が成されていないという課題等によりなっての試行で小企業に必要をいる。その上で、目途に、事業承一の業務に応じ	値実 正作、を 中小企業の M&A の実態に沿ったツー ルの検討、活用方法の検証が必要であると考えられ、2022 年度事業は、M&A 取引における成約価格に対する調査 や、過去の取引実績を基にした企業評価に対する実証分析を行う。
22 ● なお、こうしたツールの 規模・超小規模 M&A		取組番号 21 を参照

23	であり、小規模・超小規模 M&A においても必要な支援を行っていく。 【②:事業承継・引継ぎ補助金等による支援(● 事業承継・引継ぎ補助金において、デューディリジェンス等に係る士業等専門家の活用費用を補助しているところ、2021 年度からは更に他の M&A 支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンも補助対象とすることを明示し、今後も中小 M&A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。	•	「事業承継・引継ぎ補助金」の「専門家活用型」において、令和 3 年度当初予算事業より、セカンドオピニオンも含めて補助対象とすることを明示。 【別紙 P11 参照】		
24	● また、デューディリジェンスを推進するため、中小企業等経営強化法において、経営力向上計画に基づき M&A による経営資源集約化を実施する際に行うデューディリジェンスについて、中小企業信用保険法の特例の対象として、必要な資金に係る債務保証を措置する改正法案を第 204 回国会に提出した。	•	第 204 回国会において本改正法が成立し、2021 年 8 月 2 日に施行。また、租税特別措置法を改正し、経営力向上計画に基づきデューディリジェンスを実施する場合に活用可能な経営資源集約化に資する税制を創設。 2021 年 8 月から具体的な執行を開始し、2022 年 4 月までの 9 ヶ月間で経営資源集約化に資する税制及び信用保険法の特例、債務保証の前提となる計画の認定件数は 108 件。 【別紙 P20~21 参照】	•	今後も、更なる活用促進に向けて広報 活動等に取り組む。

取組(①:よろず支援拠点における経営戦略策定の	の支援	
25	● 各都道府県に設置されているワンストップ総合窓口である「よろず支援拠点」において、感染症による影響も踏まえ、ウィズコロナノポストコロナと経営戦略の策定など、内でした経営戦略の策定な経営課題に引き続き対応する。特に、M&A 等により経営基盤を強化し、中堅企業への意とは、中区の表別では、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、「一個人のでは、「一個人のでは、「一個人」といく。	● 中小 M&A における PMI を推進するため、2022 年 3 月に「中小 PMI ガイドライン」を策定して PMI の「型」を提示等でした。専門家による伴走支援援メニュー」を策定。 また、2021 年度から、新型コウルのでででは、新型コウルのでででは、新型コウルのででででは、一点をでは、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をでは、一点をできるが、一点をでは、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、一点をできるが、「経営のできるが、「別紙では、「別紙では、「別紙できるが、「は、「は、「は、」」では、「は、「は、「は、」」では、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、、は、は、、は、、は、は、は、は	● 中小 PMI 支援メニューに基づき、中小 PMI ガイドラインの周知や専門家育成 等を行い、これらの取組の成果等を踏まえ、中小 PMI ガイドラインを改訂する。 ● 2022 年度は、全 47 拠点において伴走支援の取組を実施し、M&A 等による経営基盤の強化や M&A 実施後の事業の成長含めて、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に引き続き対応する。

26	● 2021 年度中に、中小 M&A において望まれる PMI のあり方及び PMI の進め方を示すべく、中小 M&A における PMI に関する指針を策定する。その際、中小 M&A においては譲受側も中小企業であることが多く、必ずしも潤沢な予算や人材等のリソースを投入できないこと等を踏まえ、中小 M&A において実務上対応可能な内容とすることを意識するものとする。	取組番号 25 を参照	取組番号 25 を参照
27	● M&A 支援機関は、中小 M&A における PMI に関する指針の内容も参考にしつ つ、中小 M&A における PMI 支援サービスの提供を検討し、2025 年度までに 一定程度の支援が提供されることを目指す。政府は、M&A 支援機関の取組を後押しするべく、M&A 支援機関における PMI 支援サービスの提供状況等を踏まえつつ、必要な予算措置等の支援策を検討する。 ● なお、PMI 支援は、小規模・超小規模 M&A においても重要であり、小規模・超小規模 M&A においても必要な支援を行っていく。	取組番号 25 を参照	取組番号 25 を参照

28	制措置の一つとして、設備投資額の10%の税額控除(※資本金3,000万円超の中小企業者等の場合は7%)、又は全額即時償却を認めることとしたところであり、本税制措置の活用を促すべく、周知広報等を行う。	取組番号 24 を参照	取組番号 24 を参照
	事業承継・引継ぎ補助金において、 M&A を含む事業承継後の設備投資や 販路開拓等の新たな取組に係る費用 を補助しているところ、今後も中小 M&A の実務の状況等を把握しつつ、 中小企業にとっての利便性の向上を 図るべく、継続して支援を行う。	取組番号 18 等を参照	取組番号 18 等を参照
30	また、事業再構築補助金により、事業 再編を行い、新たな事業形態のもと に、ウィズコロナ/ポストコロナ社会に 対応するための新分野展開や業態転 換、事業・業種転換等の取組を行う中 小企業等を手厚く支援する。	● アフターコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、令和2年度3次補正予算より、「中小企業等事業再構築促進事業」(令和2年度第3次補正予算において、1兆1458億円を措置)を実施。令和3年度補正予算において6,123億円を計上し、新たにグリーン分野の課題解決に資する取組を行う事業者を対象としたグリーン成長枠を創設。更に令和4年度予備費予算において1,000億円を措置し、現在第6回公募の申請受付中。	● 新たにグリーン分野へ進出する事業者を対象としたグリーン成長枠、原油価格・物価高騰等の予期せぬ経済環境の変化を受けている事業者を対象とした原油価格・物価高騰等緊急対策枠を創設し、引き続き中小企業者等の支援を行う。今後もさらに2回程度の公募を予定。

取糸	fl①:中小企業向けファンドによる支援の取組	に関する周知広報	
31	 中小企業が必要に応じてファンドに支援を求められるよう、ファンドによる支援の内容等について中小企業の理解を促すため、2021年度中に官民が一体となってファンドによる中小 M&A 支援の内容や具体的な事例を分かりやすく整理し、中小企業向けに継続して広報を行う。 	● 2021 年 2 月より中小企業政策審議会金融小委員会を開催し、中小企業の新たな資金調達方法として、ファンドを含むエクイティ・ファイナンスの活用について検討。2022 年 6 月に中間とりまとめを実施し、併せて「PE ファンド等による投資に関する実態調査」及び「中小企業におけるエクイティ・ファイナンス活用事例集」を公表。	● 金融小委員会中間とりまとめを踏ま え、ファンドを含むエクイティ・ファイナ ンスに関する中小企業向けの手引き の作成等を行い、周知広報を強化す る。
取約	目②:中小企業経営力強化支援ファンド出資語	事業を通じた中小企業向けファンドのすそ野O	の拡大
32	● 中小企業基盤整備機構が行う中小企業経営力強化支援ファンド出資事業において、後継者不在の中小企業等を譲り受けて自ら経営者として企業の再成長を実現させようとする経営者候補(サーチャー)に対して資金等の支援を行うサーチファンドを含め、中小M&Aを支援する新たな形態や新たなプレイヤーによるファンドの組成を重点的に支援する。	● 2021 年 11 月より、中小機構の経営力 強化支援ファンド出資事業においてサ ーチファンドの提案募集を開始。	金融小委員会中間とりまとめも踏まえ、国内外のサーチファンドの取組の 状況等を注視して引き続き必要な支援 に取り組む。
33	● また、地域金融機関を出資者として、 当該地域金融機関と連携して、地域 の中小企業を重点的に支援するファン ドや、後継者となる経営者候補による マネジメント・バイアウト(MBO)を支援 するファンドなど、従来の PE ファンドよ りも投資リターン目線は低いが、幅広	● 2021 年 2 月より中小企業政策審議会 金融小委員会を開催し、中小企業の 新たな資金調達方法としてファンドを 含むエクイティ・ファイナンスの活用に ついて検討。2022 年 6 月に中間とりま とめを実施し、中小企業向け投資の低 い投資リターンを補う観点からの支援	 2022 年度中に中小企業経営力強化 支援ファンド出資事業で一定の条件下 で他の投資家に優先分配する仕組み を創設する。 その検討に当たっては、東日本大震 災時に講じられた特例措置(産業復興 出資事業)等の類似の制度も参考にし

中小	M&A I	い中小企業のニーズに即して中小 M&A を支援するファンドの組成を後押 しするため、中小企業経営力強化支 援ファンド出資事業において、他の投 資家に優先分配を行える仕組みを措 置するなどの特例措置の創設につい て、2021 年度中に検討を行い、結論を 得る。	施策として、中小機構の「経営力強化 支援ファンド出資事業」において、他の 投資家に優先分配を行える措置が提 言。 【別紙 P22 参照】
		:事業承継等の準備を後回しにしている中小:	企業の存在
	取約	組①:事業承継ガイドラインの改訂等	
	34	● 中小企業の経営者が事業承継の課題 やプロセスを理解することを促すととも に、中小企業の事業承継支援の標準 を確立するため、2016年に策定された 事業承継ガイドラインについて、2021 年度中にその後の状況変化等を反映 した改訂版を策定する。	● 2022 年 3 月に、「事業承継ガイドライン」を改訂。2016 年の改訂時以降に事業承継に関連して生じた変化や施策等を更新するとともに、近年増加しつつある従業員承継や M&A に関する説明を充実。加えて、現経営者目線だけでなく、事業を引き継ぐ後継者の目線に立った説明も追加。
			【別紙 P18 参照】
	35	 また、事業承継を先送りにしている中 小企業経営者やその親族等に対し、 早期の事業承継や経営資源引継ぎの 取組に着手することを促すため、様々 なメディアを活用した広報やPR施策を 集中的に実施する。 	● テレビ番組や新聞、ラジオ、WEB 等の 多様なメディアを活用した広報活動を 実施し、現経営者やその親族等に対 し、早期の事業承継・引継ぎの有効性 や、事業承継・引継ぎ支援センターを 中心とする支援施策等に関する情報 を発信。

取約	且②:取引事業者、業界団体、商工団体、地域	或金	融機関、士業等専門家等からの事業引	継ぎ	等に関する早期かつ継続的な、親族等
	のステークホルダーを含む対話の推進				
36	● 個々の企業が、M&A 等の事業承継支援を含めた企業間連携の推進等を宣言する「パートナーシップ構築宣言」について、更なる普及拡大を図るため、労使代表や業所管省庁から各業界団体を通じて「宣言」の作成・公表に向けた周知や働きかけを実施し、2021 年度中に 2,000 社の宣言を目指す。	•	2021 年度に、労使代表や業所管省庁から各業界団体を通じて「パートナー構築宣言」の作成・公表に向けた周知や働きかけを実施し、7,000社が宣言。	•	今後も、大企業を含め、宣言数の拡大に向けた周知を行うとともに、フォローアップ調査等を通じた実効性の強化に取り組む。
37	● 取引事業者、業界団体、商工団体、地域金融機関、士業等専門家等や、親族等のステークホルダーに対して、事業引継ぎに関する早期かつ継続的な対話を促すため、2021年度から、地域独自の課題やニーズを踏まえた対話促進の普及啓発イベントを実施する。	•	中小企業基盤整備機構の地域本部及び地方経済産業局が連携し、地域の 状況に応じた事業承継・引継ぎに係る 啓発イベントを開催。	•	今後も、地域独自の課題やニーズを 踏まえた対話促進の普及啓発イベント を実施する。
取約	13:企業健康診断への発展的な見直し等				
38	● 中小企業経営者の気づきを継続的に促し、M&A を含む事業承継に向けた具体的な行動につなげる診断や計画策定支援を行うべく、2021 年度及び2022 年度に、事業承継に係る診断から計画策定までの取組について、ナッジの活用や、企業価値評価ツールとの連携等を検討し、事業承継を含め、日頃から企業価値の維持・向上を意識した経営を促す「企業健康診断」へ	•	2021 年度に、事業承継診断の使用方法、診断後の提案状況等を調査。現状の事業承継診断票は、初期相談時におけるドアノックツールとして有効なものの、診断結果による企業の課題の抽出や、次の行動への後押しには至らない、という点が課題として報告された。 企業の磨き上げや事業承継・M&A など将来を見据えた次の行動を自発的	•	事業承継診断は初期面談時のドアノックツールとしての有効性を評価し、今後も活用を継続する一方で、2021年度の調査結果を踏まえ、2022年度は、診断票の改善や、将来の事業承継も見越して企業価値の維持・向上を意識した経営を促す手法・ツール等の検討を行う。

課是		発展的に見直す。その上で、2023 年度以降、全国の事業承継・引継ぎ支援センターや事業承継ネットワーク構成機関における活動の一助として、新たな取組の実施を慫慂するとともに、事業承継ネットワーク構成機関毎の存在。ままれて、今後の施策立る仕組みを構築する。中小 M&A を行う上での制度的課題の存在の・所在不明株主の株式の買取り等に要すると、所在不明株主の株式の買取り等に要すると、所の会社法上の手続(会社法不明・197 条及び第 198 条)では、所在不明株主のが197 条及び第 198 条)では、所在不明株主の手続(会社法明・おり、当該では、所在の会社法とでが197 条とでは、所在の表別では、所在の会社法のでは、ののでは、当該によいのようにより、当該では、当該では、当該では、当該では、当該では、当該では、当該では、当該では	<mark>る期</mark> ●	に起こすための有用な仕組みとする必要があると報告された。 【別紙 P15 参照】 間の短縮(会社法の特例の創設) 第 204 回国会において本改正法が成立し、2021 年 8 月 2 日に施行。 2021 年 8 月から具体的な執行を開始し、パンフレット、各種士業団体及び研修等を通じた周知・広報を実施しているが、これまでの活用は確認できていない。 【別紙 P19 参照】	•	今後も、所在不明株主の会社法特例 については、その活用実績を注視する とともに、制度活用の促進に向けて、 引き続き周知・広報に取り組む。
	取糺	目②: M&A 手法の選択の幅を狭める制度的課	題(例:許認可等承継)への対応		
	40	● 「中小企業等経営強化法」は事業譲渡 等の際に一定の許認可等の承継を認 める特例を設けており、「中小企業等 経営強化法施行令」において当該特 例の対象となる許認可等が指定され	•	2022 年 3 月に改訂した「事業承継ガイドライン」、及び同月に策定した「中小PMI ガイドライン」において、M&A で用いる手法等に応じた許認可等の承継・引継ぎ時の取扱いについて掲載。	•	中小企業等経営強化法の許認可等の 承継の特例について、その実務上の 論点等を注視し、必要に応じて許認可 等の所管省庁と協議を行うなど、引き 続き検討を行う。

取糸	ている。この対象となる許認可等の拡充等について、許認可等の所管省庁と協議を行うなど、引き続き検討を行う。また、2021年度中に、中小 M&A における許認可等の承継の取扱いについて情報を整理し、周知広報を行う。 13:経営者保証解除に関する制度・事業の		各事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、ダイレクトメールの発送やアンケ		
41	 中小企業等に対する経営者保証ガイドラインや経営者保証コーディネーターの支援内容等の周知・浸透に向けて、マスメディア等を通じた広報だけでなく、ターゲットを絞ったダイレクトメールの発送とその後の継続的なアプローチを行うとともに、政府系及び民間の金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等も活用しつつ、経営者保証解除に前向きな取組事例の収集と横展開、融資現場への個別説明会等に積極的に取り組む。 	•	ート調査の実施等、事業者への直接 的なアプローチを継続することにより、 経営者保証ガイドラインや経営者保証 コーディネーターの支援内容等の周知 を実施。また、金融機関に対する個別 説明会の実施に加えて、エリア内のネットワーク構成機関同士の意見を取り 会等も主催し、融資現場へ積極的にア プローチ。 事業承継・引継ぎ支援全国本部にお 取組事例を収集し、経営者保証のきた 取組事例を収集し、経営者保証 の発行や経営者保証コーディネーター 同士の情報共有の場において情報の 横展開を実施。	•	経営者保証ガイドラインの認知度向上を通じた経営者保証解除の促進に向け、「経営者保証を外すことができるかもしれない」というメッセージを強調した広報を展開する。また、中小企業や支援機関による経営者保証解除の取組や解除に伴う効果の周知を検討する。
42	● 事業承継診断等の際に経営者保証解除に関する項目を追加することで、経営者に承継時の経営者保証解除という選択肢があることへの気付きを与え	•	2021 年 4 月に、事業承継診断票に経 営者保証に関する質問を追加し、経営 者保証に関する気付きを与える様式 に見直し。	•	事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、事業承継時に経営者保証が後継者の事業承継の課題となっていることを踏まえ、経営者保証に関するニーズ

るとともに、経営者保証コーディネーターによる円滑な支援を実施するべく、事業承継・引継ぎ支援センターと経営者保証に関するニーズを有する取引先を抱える外部支援機関等との連携を強化する。	● 外部支援機関であるネットワーク構成機関に向けたアプローチを行い、エリアコーディネーターや経営者保証コーディネーターによって、各機関における経営者保証に関わる顧客ニーズの吸い上げを実施。
2021 年度中に、事業承継・引継ぎ支援センター内において、事業承継支援と一体化した経営者保証解除支援を実施するため、情報共有に係る業務フローや事業承継計画を見直す。	 ● ネットワーク構成機関経由の掘り起こしからの案件化、事業承継に関するダイレクトメールや独自調査に反応があった先へのフォロー、計画的継続的な相談会等、間口を広げ、事業承継支援のフローの過程で経営者保証解除のニーズを拾い上げる仕組みを取り入れ、事業承継支援と一体化した経営者保証解除支援を実施。 ● 事業承継支援のフローの過程で経営者保証解除のニーズを拾い上げる仕組みを継続する中、経営者保証コーディネーターと事業承継・引継ぎ支援センターの各担当責任者が経営者保証解除の加きを共有することで、連携した取組につなげていく。
課題③:中小企業における M&A 支援機関に対する(
取組①:M&A 支援機関に係る登録制度等の創設	
2021 年度中に、事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)において、M&A支援機関の登録制度を創設し、M&A支援機関の活用に係る費用の補助については、予め登録された機関の提供する支援に係るもののみを補助対象とすることとする。また、登録したM&A支援機関による支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提	 ■ 2021 年 8 月より、M&A 支援機関登録制度の運用を開始し、2021 年度に 2,823 件が登録。 ■ また、登録 M&A 支援機関による支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付ける窓口を設置、2021 年度は 7 件の情報提供を受け付けた。 ■ こ022 年夏頃に、M&A 支援機関登録制度の実績報告も活用して、中小 M&A に関する取引実態を明らかにする。 ● また、登録 M&A 支援機関に係る情報提供を受け付ける窓口を設置、2021 年度は 7 件の情報提供を受ける口について、中小企業等への周知広報を行う。 ● その上で、登録 M&A 支援機関の支援
供を受け付ける窓口も創設する。	【別紙 P23~26 参照】 実績や、情報提供受付窓口に集まっ

			た情報等を踏まえ、必要に応じて更なる制度的な仕組みの強化を検討する。
45	● M&A 支援機関に係る登録制度については、中小 M&A ガイドラインの遵守を宣言することなどを要件とし、登録した M&A 支援機関に毎年度の中小 M&A の成約実績等の報告を義務づけることも検討する。その上で、M&A 支援機関に係る登録制度の運用を速やかに開始し、M&A 支援機関による支援を継続的に把握しつつ、不適切な事例への対応が必要と判断される場合には、更なる制度的な仕組みの強化を検討する。	取組番号 44 を参照	取組番号 44 参照
取	祖②: M&A 仲介等に係る自主規制団体の設立		
46	● M&A 支援機関、特に利益相反が懸念されている仲介業者において、中小M&A 仲介の公正・円滑な取引を促し、もって中小 M&A 仲介の健全な発展と中小企業の保護を図ることを目的に、中小 M&A の仲介業を営む者等を会員とする自主規制団体を 2021 年度中に設立する。そして、団体設立後は、①中小 M&A ガイドラインを含む適正な取引ルールの徹底、②M&A 支援人材の育成のサポート、③仲介に係る苦情相談窓口等の活動を行い、中小企業が	● 2021 年 10 月に、上場仲介業者 5 者によって「一般社団法人 M&A 仲介協会」が設立。2022 年 6 月現在、幹事会員 3 社、正会員(仲介会員)7 社、正会員(金融会員)6 社で構成。	● 今後も、M&A 仲介協会等とも連携しつ つ、引き続き中小 M&A 仲介の公正・円 滑な取引を推進する。

]		安心して支援を受けられる環境の整備に努める。 3:中小 M&A ガイドラインの普及啓発	
		17	中小 M&A ガイドラインについて、M&A 支援機関への浸透を図るため、事業 承継・引継ぎ支援センター及び当該センターの登録民間支援機関に対して 中小 M&A ガイドラインの遵守を義務づけるなど、引き続き周知・徹底を行う。 また、中小企業に M&A に関する基本的な理解を促すため、引き続きセミナー等を通じた普及・広報を行う。	 ● 中小 M&A ガイドラインについて、M&A 支援機関への浸透を図るため、事業 承継・引継ぎ支援センター及びセンターの登録民間支援機関に対して中小 M&A ガイドラインに記載された行動指 針に則った対応を求めるなど、中小 M&A ガイドラインの周知・広報を実施。 ● 今後も、中小 M&A ガイドラインについて、M&A 支援機関への浸透を図るだめ、積極的な普及・広報等を行う。 ● また、2022 年度に、テレビ番組や新聞、WEB 等の多様なメディアを活用した報告を実施。
事美			を業支援との連携 「************************************	
H		<u> </u>	『業再生支援との連携強化の余地 D:事業承継・引継ぎ支援センターと中小企	・業再生支援協議会の連携強化
			事業承継・引継ぎ支援センターと中小 企業再生支援協議会の連携に関する 効果的な取組を共有するなど、引き続 き事業承継・引継ぎ支援センターと中 小企業再生支援協議会の連携強化に 取り組む。	● 事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業活性化協議会(旧中小企業再生支援協議会)とが定期的に連絡会を実施するよう全国本部において指導するとともに、事業評価においても事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業活性化協議会との連携案件数を評価。 ● 2021 年度には、事業承継・引継ぎ支援センターが中小企業再生支援協議会を紹介した案件は 67 件(前期比+29 件)、事業承継・引継ぎ支援センターが中小企業活性化協議会から紹介

			された案件は 115 件(同+58 件)と連携が進展。 ※事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業活性化協議会との間で紹介・受付時期の差などにより、両機関の紹介、受付件数と一致しない場合がある。	
	取糺	且②:事業再生局面における経営資源集約化	に資する税制による支援	
	49	● 令和3年度税制改正において経営資源集約化に資する税制を措置することとなったところ、本税制はスポンサー型事業再生でも活用できるものであり、事業再生の場面においても、M&Aの効果を高める設備投資減税、雇用確保を促す税制、準備金の積立の活用を促すべく、周知広報等を行う。	取組番号 24 を参照	取組番号 24 を参照
課題	[2]:	:転廃業支援との連携強化の余地		
	取約	狙①:事業承継・引継ぎ支援センターにおけるでの切れ目ない支援、士業等専門家等		ず転廃業する場合の相談、専門家の紹介ま
	50	● やむなく転廃業せざるを得ない場合においても経営資源引継ぎ支援へと切れ目なく円滑につなぐことができるよう、特に資産超過で円滑な廃業や清算が可能なケースを念頭に、2021年度中に、事業承継・引継ぎ支援センターと弁護士会の連携強化に向けて、地域の実情に応じて弁護士の紹介やお互いの人材育成等を行う組織的な	取組番号 16 を参照	取組番号 16 を参照

当該取組の内容 を行いつつ、202 当該取組を希望	。その上で、継続的に 家·効果の確認·検証等 25 年度までを目途に、 型する地域で段階的に :国規模での当該連携		
は、債務超存とのですが、のですが、のですが、のですが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、ののでは、、を要し、ののでは、は、では、は、では、は、では、は、では、は、では、は、では、は、は、は、	・行う中、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	・廃業希望者が事業承継・引継ぎ支資に相談に来た場合、経営資に来た場合、経営資に来た場合、経営資いの譲渡等の支援可能かどうかる場所を選を判断される場所を選をが必要と判断される場所を選をできるとの事業をできると、一部のような機構はある。また、一部の事業を開催ができる体制を表して、一部のより、一部のは、一部のと共同して開催といる。また、一部のは、一部のと共同して、関係に相談ができる体制の整備といる例もある。	● 今後も、事業承継・引継ぎ支援センターによる廃業相談の対応時に、相談者の了解のもと、中小企業活性化協議会の協力を得ながら、事業再生の可能性の見極めや、私的整理による事業再生や廃業の相談を円滑に進められる体制を構築・維持していく。
52 て、相談の過程 体的な助言や3	ぎ支援センターにおい 聲で転廃業に関する具 支援が必要と判断した 養者の経営状況等に応	● 事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、相談の過程で転廃業に関する具体的な助言や支援が必要と判断した場合には、相談者の経営状況等に応	● 今後も、事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、相談者の経営状況等に応じて、よろず支援拠点や中小企業活性化協議会、弁護士、税理士をはじめ

	じて、よろず支援拠点や中小企業再生 支援協議会、税理士をはじめとする士 業等専門家を紹介するなどの対応を 行っているところ、今後も中小 M&A の 実務の状況等を把握しつつ、中小企 業にとっての利便性の向上を図るべ く、継続して支援を行う。	じて、よろず支援拠点や中小企業活性 化協議会、弁護士、税理士をはじめと する士業等専門家を紹介するなどの 対応を実施。	とする士業等専門家を紹介するなどの 対応を行っていく。
耳	双組②:事業承継・引継ぎ補助金による支援(廃	業費用補助等)	
5.	● 事業承継・引継ぎ補助金において、 M&A を含む事業承継に伴う一部事業 の廃業に係る費用を補助しているとこ ろ、今後も中小 M&A の実務の状況等 を把握しつつ、中小企業にとっての利 便性の向上を図るべく、継続して支援 を行う。	 ◆ 令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」において、「廃業・再チャレンジ型」を創設し、事業承継・事業引継ぎを伴う場合だけでなく、一定の条件下で廃業のみも支援。 ◆ 令和4年度当初予算においても同補助金において、「廃業・再チャレンジ型」を設置。 	● 「事業承継・引継ぎ補助金」において 「廃業・再チャレンジ型」を設け、引き続 き経営者の再チャレンジの後押しにも 資するよう廃業費用を支援する。